

## 第六次土岐市総合計画策定方針

### 1. 計画策定の前提

#### (1) 地方自治法の改正

総合計画に関しては、これまで地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けられていました。平成23年8月に国の地域主権改革により、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、この規定が削除されました。これにより基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかについて、市町村の判断に委ねられることとなりました。

法の改正により、基本構想の策定義務がなくなりましたが、まちづくりを進めていくうえで、指針となる計画は必要であると考え、土岐市において、第六次土岐市総合計画を策定しようと考えました。

#### 地方自治法の関係条文

##### 地方自治法第2条第4項の規定（削除された規定）

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

##### ⇒地方自治法の一部改正に伴う留意点

◆改正法の施行後も、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村が、その自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。（平成23年5月2日付け総行第57号・総行市第51号、各都道府県知事宛「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」より抜粋）

##### 地方自治法第96条第2項の規定

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものをさだめることができる。

#### (2) 総合計画の策定となる条例の制定

総合計画の策定に関する根拠を条例化することについて、さまざま方法があります。

①総合計画の策定に特化した条例の制定、②地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項とする条例の制定、③総合計画についての規定も含めた自治基本条例の制定等の方法があります。

①においては、総合計画に関する内容が、最も明確なものとなります。②においては、総合計画の議決事項のみの規定となります。③においては、自治の一つとして総合計画について規定するものとなります。

土岐市においては、総合計画に関する内容が明確なものとなる①の方法で規定しようと考えます。

## 2. 計画策定の趣旨

土岐市は、平成18年度を初年度とし、平成27年度を目標年次とする「第五次土岐市総合計画」において、「緑・美濃焼・みんなの笑顔 未来を拓く快適・交流都市」を将来像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めています。

現在、我が国の社会経済状況は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識やエネルギー・環境に対する市民意識の高まりなどにより、大きく変化しています。また、地方分権の推進、参画と協働によるまちづくりへの期待など、市町村を取り巻く状況も大きく変化しています。

このような中、本市の地域特性や資源を最大限に活かすとともに、市民と行政が協働・連携して各種の政策課題を解決するための方策を探りながら、これからの時代にふさわしいまちづくりをさらに進めていく必要があります。

そのため、市民参画を得ながら、目指す将来像とその実現のための政策をまとめ、まちづくりの指針となる新しい総合計画を策定するものです。

## 3. 計画策定の視点

第六次土岐市総合計画について、計画策定の趣旨を踏まえ、次の視点から策定することとします。また、市民意見の聴取と職員のマンパワーを活用しながら、効率的で明快な計画の策定を進めます。

- ①時代潮流に対応した総合計画
- ②市民の意向を踏まえた「基本構想」と、計画の実効性、弾力性、即応性を備えた「実施計画」の2層構造からなる総合計画
- ③市民にわかりやすい簡素な総合計画
- ④行政経営を円滑に進める総合計画

#### 4. 計画の構成と期間

新しい総合計画は、現在の総合計画の構成（基本構想・基本計画・実施計画）とは異なり、2階層（基本構想・実施計画）で構成することとします。

めまぐるしい社会情勢の変化に適応するためには、必要となる施策を適切なタイミングで実施することが求められます。各分野で総合計画と整合性を保ち策定される個別計画で具体化することなどにより、全体計画をスリム化し、実施計画において具体的な事業を明確に計画化することで、職員にも市民にもわかりやすい総合計画を目指します。

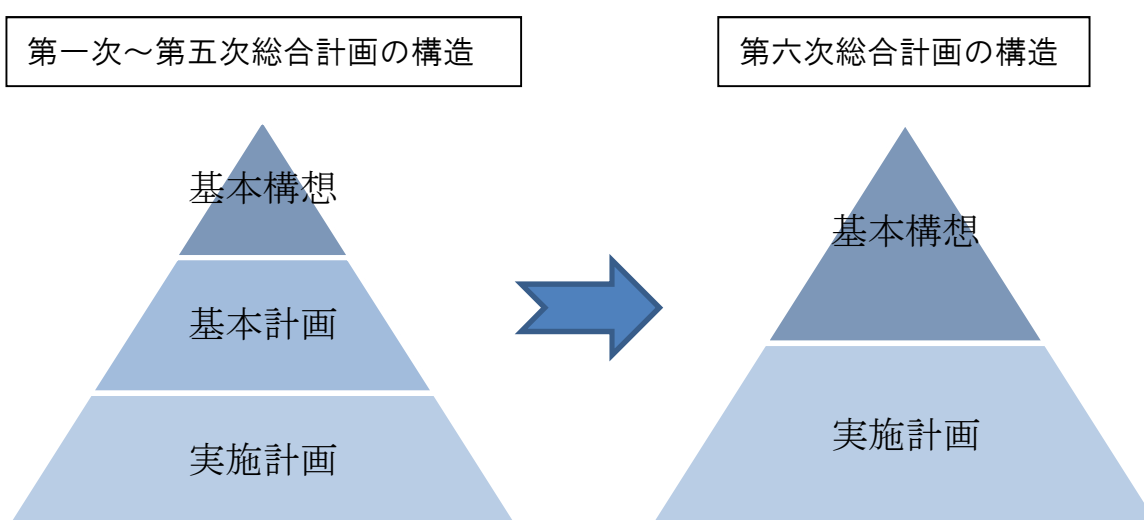
##### ◆基本構想 10か年

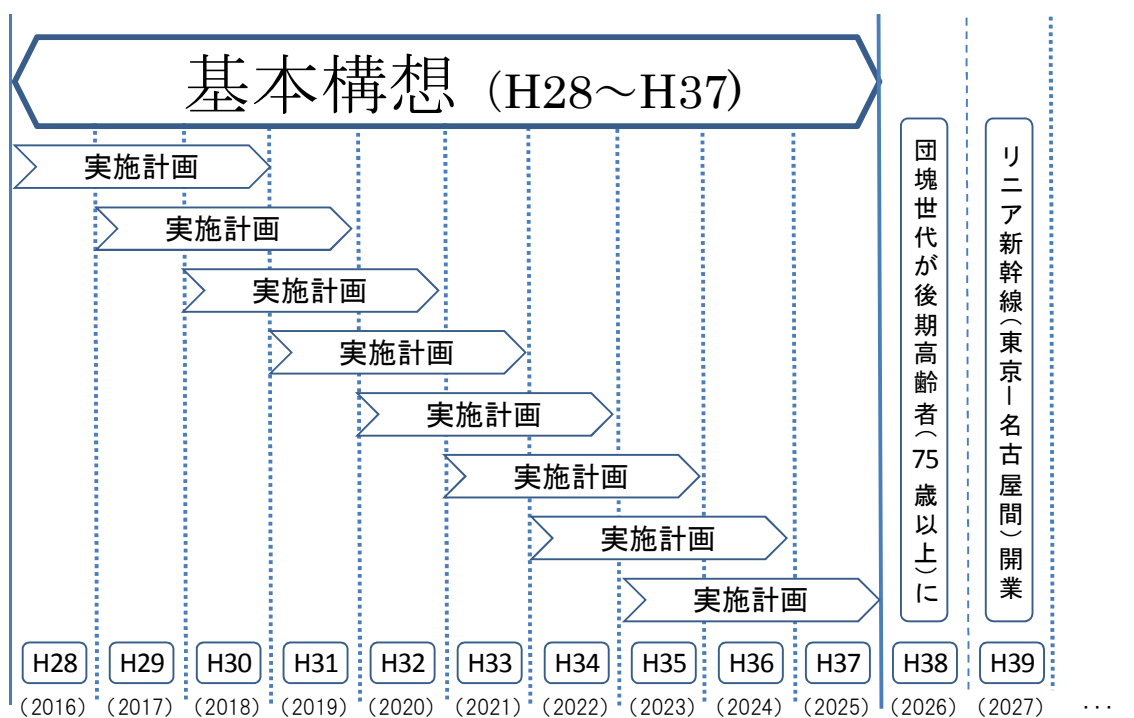
長期的展望に立ち、市が目指すべき将来像及びこれを達成するために必要な基本目標を示すものとし、目標年次については、10年後の平成37年度を想定します。

##### ◆実施計画 3か年

基本構想に位置付けられた目標を達成するために実施する具体的な事業を示すものとし、計画期間は3年間とします。計画の実効性と、弾力性、即応性を確保するため、毎年度、ローリング方式による見直しを実施します。

#### イメージ図





## 5. 主要データの活用

### (1) 人口指標

基本構想の目標年次である平成37年における人口を推計し、各施策の基本とします。

### (2) 土地利用の方針

土岐市都市計画マスタープラン等現行の計画を踏まえ、適正な土地利用を推進します。

### (3) 財政見通し

今後の社会経済情勢の予測、将来人口の推計等を踏まえた中長期的な財政見通しとの整合を図ります。

## 6. 総合計画策定の体制

総合計画は、まちづくりの指針となる重要な計画です。審議会や市民意識調査などにより、より多くの市民意見を聴取しながら策定します。また、市の職員体制を整備し、庁内職員による委員会等において、職員のマンパワーを活用し、検討・調整を実施します。

基本構想に関しては、土岐市総合計画審議会での審議及び土岐市議会の議決を経て策定します。

## (1) 土岐市総合計画審議会

土岐市総合計画審議会（以下「審議会」という。）は、学識経験者をはじめ、公募委員など15人以内をもって組織します。総合計画の策定又は変更に関し、市長からの諮問に応じ、会議を開催し、議論の結果を答申するものです。

委員の任期は、実情に則し、総合計画に関する諮問に係る答申の日までとします。

審議会については、現在、土岐市総合計画審議会設置条例により、市長の附属機関として設置されていますが、土岐市総合計画策定条例において新たに規定することとします。また、審議会の組織及び運営に関する規定については、土岐市総合計画審議会運営規則を全部改正することにより整備します。

## (2) 市民参加

### ◇市民意識調査

第五次土岐市総合計画の達成状況、満足度及び重要度を把握するものとして、平成21年度に実施し、平成23年度以降は毎年度実施しています。平成26年度においては、第六次土岐市総合計画に示す市が目指すべき将来像やこれを達成するために必要な基本目標等について、市民（無作為抽出による3,000名を対象）の意見を聴取します。

### ◇中学生及び保護者へのアンケート

市内に通学する中学2年生及び3年生とその保護者に対し、土岐市のあるべき姿や土岐市に望むことなどに関するアンケートを実施します。これからの土岐市を担う若い世代とその保護者世代に対し、土岐市の現状と今後についての意見を聴取します。

### ◇企業・事業所へのアンケート

土岐市への進出企業及び事業所に対し、土岐市のまちづくりへの取り組みに対する意見を聴取します。また、企業活動を通して事業所のもつ土岐市の特性を聴取し、今後の土岐市における産業の振興に必要なものなど、意見を聴取します。

### ◇自治会へのアンケート

市内に約270ある自治会（町内会）に対し、自治会活動の現状や課題、自治会と市が協働してまちづくりに取り組むための意見を聴取します。

### ◇市民活動団体等へのアンケート

市内で活動するNPO法人、ボランティア団体等を対象に、市民活動を実施する中で感じるさまざまな意見を聴取します。また、今後、団体と市が協働し

てまちづくりに取り組むための意見を聴取します。

◇パブリックコメント

総合計画策定の過程において、適宜パブリックコメントを実施することにより、市民の意見を反映します。

◇懇談会

総合計画策定の過程において、地区別による懇談会を開催し、市民の意向を聴取し、計画に反映していきます。

市民意識調査や自治会へのアンケートの結果を踏まえ、地域の現状と課題を把握し、課題解決や今後のまちづくりについて、さまざまな意見を出していただきたいと考えます。

◇市広報及び市ホームページ

市広報や市ホームページを活用し、市民に対し情報提供を実施するとともに、メール等による意見投稿を呼びかけるなどにより、双方向での意見交換を実施します。

(3) 庁内体制

◇策定会議、策定委員会（部会）

市長をはじめ、各部長等の庁議メンバーを構成員とした策定会議を開催し、市の策定方針などを審議します。また、策定委員会（部会）による各分野における重要事項などを検討審議します。

◇ワーキングチーム

係長級以下の職員で構成するワーキングチームを組織し、総合計画の骨子案等を策定します。各部門からまんべんなくメンバーを募り、総合計画の策定方針、第五次土岐市総合計画の達成度や市民意識調査等による市民意向を踏まえ、市の現状や課題の洗い出しを実施します。

◇職員へのアンケート

第六次土岐市総合計画の策定に関し、職員の意見や提案を広く聴取します。これまでの市政の評価と現在の社会状況を踏まえ、市として重点的に取り組むべき課題について、課題解決策の提案を聴取し、提案内容は第六次総合計画策定における有効な施策資料として活用していきます。

7. 計画の決定

土岐市総合計画審議会に諮問し、その答申に基づき、総合計画の基本構想について土岐市議会の議決を経て決定します。

8. 計画策定スケジュール

別紙のとおり

9. 計画策定体制の相関図

別紙のとおり